

令和6年度県内旅行商品造成・販売業務
企画提案コンペに関する質問に対する回答

質問	回答
<p>業務委託仕様書【造成する旅行商品の条件】 全体で 8,150 人（泊）分以上の旅行者</p> <p>旅行参加者は日本国内居住者に限らず、インバウンドの観光客や一時帰国の滞在者も含むと捉えて問題ございませんか？</p>	<p>国内居住者または国内で商品購入できる方向けの旅行商品を想定しています。</p>
<p>業務委託仕様書【造成する旅行商品の条件】イ</p> <p>交通事業者（鉄道、バス、タクシー及びレンタカー等）には鉄道、バス、タクシー及びレンタカー「等」の中には、名古屋や大阪まで航空機や船舶を利用し、到着した空港や港よりレンタカーや鉄道を利用する場合も対象となりますか。</p>	<p>県外発の旅行商品については、三重県内への出入りのための交通手段を組み込んだ旅行商品として、鉄道事業者、バス事業者または航路事業者と連携するものとします。レンタカーまたは移動距離が短いタクシーについては、周遊など県内移動のための交通手段としての活用を想定しています。</p>